

広島県公民館等活性化モデル事業」実施要項 主な改正点

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前 (令和4年度)
<p>5 助成内容</p> <p>(1) <u>広島県立生涯学習センターの社会教育主事等の専門的な職員が、事業実施市町と連携しつつ、訪問等を行うなど、モデル事業を企画・実施する職員(社会教育主事や公民館等職員)への助言や事業の支援</u>を行う。</p> <p>(2) 1館当たり年額<u>7万円</u>までの助成金を支給する。</p> <p>7 助成の対象となる活動</p> <p>(1) <u>地域の実情に応じ、地域住民の学習活動の支援や地域の問題解決に資するため、積極的に、アに例示する現代的な学習テーマや事業内容について、中教審答申等で示された観点に留意しながら、イに例示する学習内容を深めるための手法をもって、多様な参加者を得るための学習環境整備に取り組み、かつ、事業の成果等について自己点検・自己評価を行うもの。</u> <u>(例示省略)</u></p> <p>(2) 公民館等施設を使用することを原則とするが、オンライン等での事業も可能とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) これまでに<u>広島県公民館連合会「公民館等活性化モデル事業」により助成された事業は対象外</u>とする。</p> <p>9 計画書及び報告書の提出</p> <p>年度ごとに提出する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 事業終了後は、別紙様式2により報告書を作成し、<u>所属の教育委員会等を通して、3月15日までに各地区連絡協議会等へ提出する。</u> <u>各地区連絡協議会等は、提出された報告書を取りまとめて、広島県公民館連合会事務局に提出する。</u></p> <p>13 事業内容の普及</p> <p>(1) <u>広島県教育委員会及び広島県立生涯学習センターはホームページに、その事業内容を掲載する。</u></p> <p>(2) 2年間のモデル事業を実施した公民館等は、翌年度の「広島県公民館大会」で実践発表を行う。</p>	<p>13 その他(2) 5 助成額</p> <p>活動の企画・実施に当たっては、県立生涯学習センター等が支援する。(13その他(2))</p> <p>1館当たり年額5万円(5助成額)</p> <p>7 助成の対象となる活動</p> <p>(1) 「子供」及び「連携」の二つをキーワードとし、本事業の趣旨を踏まえた活動内容とする。</p> <p>(2) <u>活動の概ね半分以上は、公民館等の部屋を使用することとし、研修室、ホール、調理室、実習室、和室など、複数の部屋を使用することを原則とするが、オンライン等での活動も可能とする。</u></p> <p>(3) <u>活動は2日以上とする。(連続していなくてもよい。)</u></p> <p>(4) これまでに実施した活動と<u>同じ活動は不可</u>とする。</p> <p>13 その他</p> <p>(1) 申込みは年度ごとに行う。</p> <p>(3) 各年度の活動終了後は、別紙様式2により報告書を作成し、広島県公民館連合会事務局に提出する。</p> <p>(4) 2年間のモデル事業を実施した公民館等は、翌年度の「広島県公民館大会」で実践発表を行う。</p>